

【折込不可能(指定日折込や折込の中止)と想定される災害】

地震

地震発生と共にライフライン(輸送、電話、配達網等)が遮断される。

水害・土砂崩れ

集中豪雨などにより河川の氾濫、橋や道路の崩壊、土砂崩れ、販売店が水に浸かる等、輸送や配達網が一部地域で遮断される。

大雪

大雪が降った場合、除排雪を行っても路面凍結等で交通が遮断される。

台風・竜巻・強風

台風等によりライフライン(輸送便、船便、航空便、電話、配達網等)が遮断される。

津波

津波発生と共にライフライン(輸送便、電話、配達網等)が遮断される。

火災

火災が発生した時、そこに新聞販売店が所在した場合。

感染症

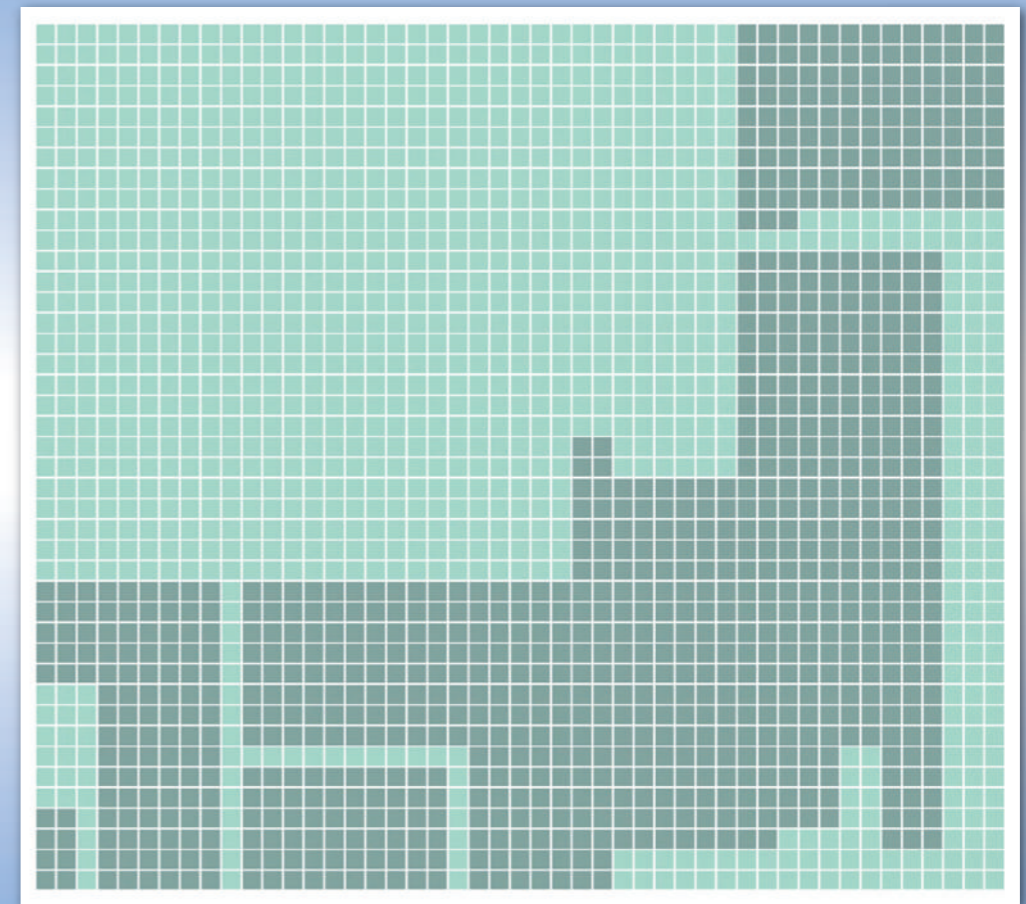
感染症の発生地域に、関係省庁からしかるべき指導があった場合。

その他

テロや武力攻撃、その他要因により生活環境が著しく阻害され、通常の折込業務が出来なくなる場合。

大規模災害等(不慮の事故・事変含む)における 新聞折込広告の取り扱いについて

天災地変による災害や不可抗力による事故や事変が発生した場合
新聞折込が不可能になる場合がございます。



大規模災害等が発生し、新聞発行本社・輸送業者・折込広告代理店・新聞販売店の最大限の努力・協力にも関わらず、指定日に折込が出来なかった場合、折込中止作業が出来なかった場合、読者への配達遅延が発生した場合、折込広告代理店(折込会社含む)は、一切の責任を負うことが出来ませんので、あらかじめご了承ください。

九州・中国地区オリコミ協議会／2017年5月 作成

九州・中国地区オリコミ協議会

(株)山陰中央新報セールスセンター・(株)中国新聞サービスセンター・(株)毎日メディアサービス山口
朝日オリコミ西部(株)・(株)西日本新聞総合オリコミ・(株)日経西部ピーアール・(株)毎日メディアサービス
(株)読売西部アイエス・(株)佐賀新聞サービス・(株)長崎新聞折込センター・(株)大分合同折込広告センター
(株)熊日輸送センター・(株)宮日サービスセンター・(株)都城宮日サービスセンター・(株)南日本新聞開発センター
(株)オリコミ南日本新聞サービス・(株)沖縄タイムスサービスセンター・(株)琉球新報開発

この度、九州・中国地区オリコミ協議会では、2016年4月の熊本地震(大震災)における教訓に学び、大規模な災害や不可抗力による事故や事変が発生した場合の新聞折込の可否について審議をし、次のように決定いたしました。

新聞発行本社・新聞販売店・輸送業者・折込広告代理店は、全力を傾注し、新聞及び折込広告を読者にお届けできるよう努力いたしますが、災害や事故・事変の規模・状況によりましては、新聞折込が出来なくなる場合がございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

地震・津波・台風・水害・火災・噴火・大雪・竜巻などに襲われた場合や不可抗力による事故や事変が発生した場合、被災地(被害地)に所在する販売店の崩壊やライフラインの遮断等、予想をはるかに上回る事態が起こります。また、事故・事変等においても被害(被災)の種類や特性においては、新聞折込に携わる側にとって想像し得ない事態が起こり得る可能性があります。

上記のような大規模な災害や事故・事変が発生した場合は、クライアント(広告主様)のご要望をお受けできない場合があります。同じ災害や事故でも、地域により被害も異なり、新聞販売店によっては、折込が出来なくなります。さらに、通信手段の確保が難しい状況では、お受けした新聞折込を取り止め(中止)にする事も出来ない場合があります。また、新聞本紙が新聞販売店に未到着の場合は、折込広告が新聞販売店に到着済みであっても、折込広告のみの配達はいたしません。

【過去に災害で折込が不可能になった例】・・・・・・・・

●『地震』 2016年4月 熊本地震 [深夜の発生]

翌日朝刊は発行されたが、2日目以降に関しては、道路寸断により新聞が届かない販売店があった。住宅倒壊や道路寸断により、新聞の配達不可能な地区があった。地震発生とともにライフライン(輸送・通信・配達網)の全てが遮断された。販売店の宅配体制が完全に戻るまでに2週間ほどの日数を要した。

●『津波』 2011年3月 東日本大震災 [午後の発生]

被災地に立地する新聞社は災害協定を結ぶ新聞社に委託するなどして新聞発行を継続したが、配達が遅延するなど大きな支障をきたし、また配達不能な地区も出た。津波にて壊滅的な被害を受けた販売店は、何か月も折込が不可能となった。

●『原発事故』 2011年3月 福島第一原発

原子力発電所で原発事故や放射能漏れが発生し、広範囲に交通規制が敷かれ、輸送(新聞・折込広告)はすべて遮断された。また避難勧告が出された地域への立ち入りは禁止され、新聞の配達は不可能となった。

●『風害』

台風の直撃等で、新聞配達が不可能となる場合がある。また強風により、離島への輸送が遮断され、新聞及び折込広告が現地へ届けられず、指定日に折込が出来ない場合がある。

●『水害』 2012年7月 九州北部豪雨

集中豪雨により、熊本県・大分県・福岡県の広範囲に渡って複数の河川が氾濫し、橋・道路の倒壊や土砂崩れ等により交通が遮断された。また一部販売店が水に浸かる等、新聞配達が不能となり、また折込広告も販売店への配達が不能となった。

●『雪害』 2016年1月 九州・山口地方

記録的な豪雪により、各所で道路が遮断され、新聞輸送が大幅に遅れた。さらに積雪・凍結により新聞の配達が不能または遅延となった地区が発生し、また折込広告も販売店への配達が不能となった地区もあった。